

「わがまちの職人さん」募集します！

～伊万里市小規模契約希望者登録申請要領～

1. 対象となる契約

この登録制度は、市が発注する小規模な工事、修繕及び業務委託の契約のうち、競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出していない方（提出していない業種であれば申請可）で、「契約金額が50万円未満で、内容が軽易でかつ履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大するものです。

なお、令和7年10月1日から見積を依頼する契約については、契約金額100万円以下に変更を予定しています。

2. 申請できる方

- （1）市内に住所を有する方（個人事業主の場合にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている方、法人の場合にあつては、商業登記簿における本店の所在地が伊万里市内である方）
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でない方
- （3）市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- （4）希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有する方
- （5）暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない方
- （6）競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出していない方（提出していない業種であれば申請可）

3. 申請期間及び有効期間

令和7年9月1日（月）から随時受付いたします。

有効期間は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までです。

※現在登録をされている方も、継続される場合は、2年ごとに申請を行う必要があります。

4. 申請に必要な書類

No.	提出書類	内容	取得場所	写し	注意事項
1	申請書	様式第1号	契約監理課又はHP	不可	
2	誓約書	専用様式	契約監理課又はHP	不可	
3	納税状況等 確認同意書	様式第3号	契約監理課又はHP	不可	
4	納税証明書	伊万里市専用様式による 市税の未納がない証明書	伊万里市税務課	可	申請日3か月以内 におけるもの
5	その他 証明書	法人：商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	法務局	可	申請日3か月以内 におけるもの
		個人：代表者身分証明書	本籍所在地役場		
6	その他 証明書	建設業許可・建築士事務所 等登録の証明書	発行官公庁	可	許可・免許等が必要 な業種の場合提出

※登録後、申請事項を変更・廃止する場合は、変更（廃止）届（様式第2号）を速やかに提出してください。

5. 登録から契約まで

- (1) この登録申請をした方は、審査後、小規模契約希望者登録名簿（以下、「登録名簿」という。）に登載し、市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。
また、この登録名簿は全庁に公表するほか、契約制度の透明性を確保するため一般に公表（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。
- (2) 見積りの指名は担当課において行います。見積りに指名された場合の契約方法は、原則として2者以上の業者との見積競争により、最も低い価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積りに指名された場合であっても、都合により辞退することは可能ですが、その場合は必ず連絡（電話連絡可）をお願いします。
- (3) 業者選定については、登録名簿に登載された方の中から行いますが、指名する登録業者が少ない場合には、競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出した業者から追加選定することがあります。
- (4) 契約を締結することとなった場合は、担当課の指示に従ってください。この場合、契約書は省略しますが、契約金額30万円を超えるものについては請書を提出してください。
契約保証金については免除とします。

6. 下請等の禁止

契約の履行は、伊万里市契約規則に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行することとし、下請けは認めませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

7. 契約関係法令の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録者が、請負に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

8. 支払方法

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後、請求書と成工前・成工後の写真を添付し提出してください。支払期間は正当な請求書を受けた日から40日以内です。前金払・中間前金払はありません。

＜ 問い合わせ 及び 申請受付 ＞

伊万里市役所 総務部 契約監理課

TEL : 23-2176

FAX : 22-7841

E-Mail : keiyakukanri@city.imari.lg.jp